

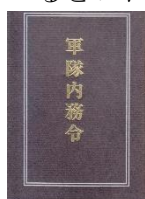
第二百八十八話 軍紀の維持、日本ですら厳しさに直面

軍紀とは、軍隊の統制を保つための規律であり、軍律ともいう。古来精強を謳われた軍は厳しい軍紀を維持していた。軍紀こそが軍存立の基盤である（「軍紀は軍隊成立の大本」（軍隊内務書））との認識のもと、帝国陸海軍も厳しい軍紀を課していたが、戦争末期には軍紀が弛緩し、皇軍にあるまじき所業すら散見された。

1 軍紀保持のための諸施策

徴兵制導入（1873）による国民皆兵で大衆軍隊を統制するためには厳格な軍紀が必要とされ、「海陸軍刑律」「歩兵内務書」「軍隊内務書」「軍人訓戒」「軍人勅諭」等が発出され、特別裁判所である「軍事裁判所」「軍法会議」が設置され、治罪法を発展改正して各軍の「軍法会議法」も制定された。

特に強調されたのが、所謂「軍隊家庭主義（軍隊内における家族主義を強調）」であるといわれる。『中隊』が一つの家庭と見做された。



2 大東亜戦争期の軍紀違反の状況（先行研究資料を参考に）

（1）概要

日清・日露戦争に比較すれば、軍紀違反事犯は頻発している。また戦争末期になれば重大事案も多発しているといえる。軍当局は度々通牒を発し情報を提供し綱紀肅正を令したが、結果的に効果的な対策は採り得なかったと思われる。

陸軍の犯罪等の発生の詳細は割愛するが、例えば、S17年度[犯罪4,516名 非行11,636名]である。動員兵力の増大に比例して増加傾向はあるが、極端なまでに増加しているとは認められない。が、質的悪化の傾向がみられる。幹部（将校、下士官）の犯罪の増加、軍属の犯罪が急増、対上官犯、奔敵逃亡も惹起した。

（2）重大事件

- 廣水鎮事件（1942/10） 下士官・兵による中隊長代理等に対する暴行傷害事件
- 館陶事件（1942/12/27） 転属を不服とした兵による週番下士官等への暴行・衛兵所襲撃・銃乱射、隊外乱暴狼藉等

（3）背景分析等

・大量動員による軍の質の低下 ・軍の広域分散配置による軍紀の弛緩 ・軍編成頻繁な改編等による団結力の低下 ・戦況悪化に伴う士気の低下 等

軍当局は、上官犯（上官暴行、傷害、侮蔑）や奔敵（逃亡）について種々分析し、犯罪防止対策を講じた。教育指導（戦陣訓、軍隊教育令の改定、軍隊内務令の改定、参考資料の配布等）、要注意兵対策・私的制裁対策・福利厚生の充実、犯罪抑止のための処罰規定改正・憲兵秩序維持強化等を行うも対処療法に過ぎなかった。尚、私的制裁は、度々禁止されたが、根絶には至らず、悪しき風習として残った。

3 軍法会議

常設軍法会議が廃され臨時軍法会議に移行、敵中に孤立する部隊増加もあり法務官不在でも軍法会議開催可能とされた。法務官は当初文官であったが、後には武官とされた。軍法会議を設けていない軍隊（現代では自衛隊ぐらいか？）は殆どないが、軍法会議の問題点も指摘される。組織防衛に陥りがち、高級将校への甘い判決例、政治的理由による恣意的判決の可能性等。

戦争末期の判決の中には、不当判決と目される事例もあるようだが、ここでは論じない。尚、ナチス時代に起こした奔敵は名誉回復されたという事例もあるとされるが、釈然としない気もするのだが、どうだろう。

*極限下における軍紀の維持は、本質的かつ解決困難な永遠の課題であろう。

（了）